

2020年3月5日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
中央社会保険医療協議会 会長 田辺 国昭 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

新型コロナウイルス感染への対応に伴う診療報酬等に関する緊急要請書

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,330人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、2月26日付内閣官房ホームページで安倍総理大臣からイベントの開催に関して「今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」とされました。

情勢を受けて2020年度診療報酬改定について、3月5日の地方厚生（支）局職員向け診療報酬改定説明会が中止されたと聞き及びました。これに対応して各都道府県医師会の説明会や、全国の保険医団体の説明会が次々に中止されています。当会でも政府対策を注視しつつ、当会会員である保険医に対する新点数説明会の開催の可否を判断する考えです。

地方厚生（支）局、医師会、保険医団体等の医療関係団体が2020年度診療報酬改定の内容について、医療関係者に対して十分な説明ができない状況では、例年以上に算定ルールの変更点に関する周知徹底が不十分となることは明らかです。インターネットによる動画配信を行うにしても閲覧できない医療従事者は多数います。パソコン、スマートフォンを所持し通信環境も良好であることが前提の対応では、周知徹底とは言い難いでしょう。

また、安倍総理大臣は全国の小中高に対して臨時休校を要請すると報じられました。休園・休校により、医療従事者が予定通り勤務できない事態も想定されます。

さらに、今後は感染症病床を有さない一般病院でも、患者対応を迫られる場合もあると予想します。

以上を踏まえ、2020年度診療報酬改定、施設基準の届出・日常管理及び新型コロナウイルス感染者（疑い含む）への診療について、下記の対応とするよう、強く要請します。

記

- 一、2020年（令和2年）4月1日に予定通り診療報酬を改定するのであれば、その内容について責任を持って周知徹底すること。
- 二、実施した場合、診療報酬の請求については、当面の間、以下の対応とすること。
 - (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に基づき電話再診で処方箋を発行した場合であっても、医科点数表第1章第1部A001再診料の外来管理加算、第2章第1部の医学管理等の点数（B000特定疾患療養管理料等）の算定を認めること。
 - (2) 新旧どちらの点数表を用いた場合であっても、請求を認めること。

(3) コンピューター審査におけるエラーも含め、全ての請求内容を請求通り全て認めること（なお、非常識、反社会的な事例は除く）。

(4) 手書きレセプトにおいて旧表の低い点数で請求した場合は医療機関に連絡し、改定内容を説明し認識していなかった場合は高い点数に読み替えて請求を認めること。

三、実施した場合、診療報酬の施設基準については、当面の間、以下の対応とすること。

(1) 経過措置が設けられた内容についてはその期限を必要な期間延長すること。

(2) 入院医療機関のリハビリテーションスタッフ、入退院支援部門や受入施設の人手不足により状態の改善、退院調整が上手く進まない場合を考慮し、リハビリテーション実績指数、退院患者割合等が基準を満たさない場合であっても、ペナルティを課さないこと。

四、新型コロナウイルス感染（疑い含む）の診療報酬については、以下の対応とすること。

(1) 新型コロナウイルス疑似症状を呈する患者だと医師が判断した場合であって、一般病床の個室又は陰圧室に入院させた場合、「新型コロナウイルス感染症の疑い」の病名で A220-2 二類感染症患者療養環境特別加算の算定を認めること。

(2) 新型コロナウイルス以外の肺炎（肺炎球菌、インフルエンザ、クラミジア、マイコプラズマ等）の鑑別診断を容易にするため、「新型コロナウイルス感染症の疑い」の病名でその他の原因による肺炎関連検査（肺炎球菌、マイコプラズマ迅速、尿中レジオネラ抗原迅速、喀痰塗沫、末梢血液一般検査、CRP、胸部 CT）の算定を認めること。

以上